

5. 中堅介護職員就労支援事業（浜通りおよび田村市）

新たに正規雇用した中堅介護職員に対して、支援金を支給することにより人材の確保を支援するものです。

◆対象となる施設・事業所（浜通り・田村市） ※公的機関を除く

介護保険法	老人福祉法	障害者総合支援法	生活保護法
介護保険施設 居宅サービス事業所 地域密着型サービス事業所 ※介護予防も含む	老人福祉施設 (介護職員の設置が義務付け られている施設・事業所)	介護給付 訓練等給付 を受給する施設・事業所	救護施設
○	○	○	○

事業内容

浜通りおよび田村市の施設等で新たに採用した中堅介護職員が6か月以上就労した場合に、申請のあった法人（施設・事業所）を經由して対象となる職員に対し支給します。

補助要件

- 補助対象者は、介護施設等に **5年以上勤務経験**があつて、かつ **介護福祉士もしくは介護支援専門員の資格**を有し、新たに **正規雇用**された方になります。
- **令和元年10月2日～令和2年10月1日に採用された職員が対象**となります。

補助基準額

1人当たり **20万円**(1回限り)

※1施設当たり2名までとします。

【注意】 本補助事業と同じ内容の他の助成金等を受けている場合、重複して補助金を交付することができない場合があります。詳しくはお問い合わせください。

◆支給までの流れ

申請書の提出

【注意！】

申請期限は令和2年12月31日まで

1. 申請書（様式第5号）を提出
2. 添付書類 ①労働条件通知書の写し
②採用時の履歴書の写し

交付決定

県社協より交付決定通知を送付

就労（6ヶ月以上の勤務実績）

実績報告・請求

- 就労開始6か月後、20日以内に提出
1. 実績報告書兼請求書（様式16号）
 2. 添付書類 ①事業報告書（別紙12）
②在職証明書

補助金交付額の確定・補助金の送金

県社協より補助金額確定通知書兼送金通知書を送付
県社協より補助金の確定額を送金

受領書の提出

- 県社協より送金後20日以内に提出
- ①補助対象職員への補助金支給報告書
 - ②受領書（原本） ※対象職員本人の自署、押印

【注意】 交付決定後に補助対象事業の内容を変更したり中止する場合は、「補助金変更（中止）申請書（様式第10号）」を速やかに提出してください。



この事業に関するQ & A



Q1	1施設当たりの人数の制限はありますか？
A1	1施設当たり2名までとなります。

Q2	申請書はいつ提出しますか？
A2	採用した時点で申請書を提出してください。 6か月終了後に実績報告書の提出をしていただきます。

Q3	介護職としての勤務年数は過去の経験年数も合算して良いのですか？
A3	履歴書から確認できれば合算して5年以上の就労があれば対象となります。 ただし介護施設等での勤務経験に限ります。

Q4	対象となる期間について
A4	6か月以上の勤務実績を確認した場合のみ交付します。6か月を満たさずに退職された場合は、 <u>速やかに中止届を提出</u> してください。